

燃料タンク上方に設置される水噴霧装置に対する耐熱要件に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

燃料タンク上方に設置される水噴霧装置に対する耐熱要件に関する事項

改正理由

IGC コード（液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）は、2014年5月に開催されたIMO第93回海上安全委員会（MSC93）において、その全面改正が決議MSC.370(93)として採択された。本会は既に改正IGCコードを規則に取り入れている。

当該コード11章における消火の規定上の「貨物エリア」は、最後方のホールドスペースの後端又は最前方のホールドスペースの前端にあるコファダム、バラスト区域及び空所の上方を含めるよう規定されている。

同様の区画に燃料タンクが設置される場合があるが、「貨物エリア」に適用される925℃の耐熱要件の適用可否が不明確となっていたことから、これを明確にするべく、IACSにおいて統一解釈案を作成した。

同解釈案は2019年3月に開催されたIMO第6回船舶設備小委員会（SSE6）に提出され合意された。なお、合意された統一解釈案は2019年6月に開催されたIMO第101回海上安全委員会（MSC101）において、MSC.1/Circ.1617として承認された。

このため、承認されたMSC.1/Circ.1617に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

燃料タンクが最後方のホールドスペースの後端又は最前方のホールドスペースの前端に設置される場合であっても、その上方の暴露甲板は貨物エリアと見做し、当該エリアに設置される水噴霧装置は925℃に耐える設計要件が適用される旨明確化した。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N11.3.6